

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の平成29年度一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 160,350 千円

(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 2,720,266 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源	
		千円	地方消費税交付金(社会保障財源化分)千円
社会福祉	障害者福祉事業	694,302	23,439
	高齢者福祉事業	151,692	12,088
	児童・母子福祉事業	691,756	26,610
	その他事業	29,737	3,081
	小計	1,567,487	65,218
社会保険	介護保険事業	313,486	31,736
	国民健康保険事業	204,791	9,434
	小計	518,277	41,170
保健衛生	医療対策事業	566,529	47,289
	疾病予防対策事業	48,924	5,107
	健康増進対策事業	19,049	1,566
	小計	634,502	53,962
合計	2,720,266	160,350	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。